

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みでしょうか？

二つの給付金の申請受付は10月22日（水）までとなっています。期限を過ぎますと給付金は支給されませんので対象の方はお早めに手続きしてください。

【受付場所】・臨時福祉給付金：税務課 町民税係 窓口
・子育て世帯臨時特例給付金：福祉課 子育て支援係 窓口

【受付時間】 平日8：30～17：00

※10月14日（火）から17日（金）、20日（月）から22日（水）までの7日間については受付時間を20時まで延長します。

対象者について

●臨時福祉給付金

平成26年度の住民税が課税されていない方（課税されている方に扶養されている方、生活保護受給者は除きます）

●子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給、かつ、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方（臨時福祉給付金の対象となった児童、生活保護受給者は除きます。）

申請方法について

対象と思われる方には申請書を送付しています。

役場の窓口に印鑑と必要書類をお持ちいただくか、申請書に同封されている返信用封筒で郵送申請ができます。

郵送申請の場合は、申請書に必要事項を記入のうえ、本人確認書類などの写しを申請書に添付してください。

同一世帯の方や給付対象の方が未成年の方の場合など代理人による申請が可能です。

申請に必要なもの

受給者印鑑、申請書、本人確認書類（写真付住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等）、給付金受取口座の通帳、代理申請をされる場合は、代理人の印鑑、代理人の本人確認書類

※給付金のしくみについては広報ちくじょう6月号をご覧ください。

※ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

問い合わせ

・臨時福祉給付金：税務課 町民税係（内線212）

・子育て世帯臨時特例給付金：福祉課 子育て支援係（内線240）

臨時福祉給付金の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！！

役場や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、給付金を支給するために、手数料の振込みを求めることも絶対にありません。ATMを自分で操作して他人にお金を振り込んでもらうこともできません。ご自宅や職場に役場や厚生労働省の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、役場や最寄りの警察署（警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

新たに7名の交通安全指導員を委嘱

築上町の交通安全の推進を図るため、新たに交通安全指導員7名を9月1日に委嘱し、総員15名となりました。主な役割は、朝の交差点での立番など、地域の交通安全を確保する活動を行います。

自動車、自転車の運転、歩行時の交通安全など一人ひとりが交通ルールの遵守と正しいマナーを習慣付け、交通事故防止に心がけてください。



交通安全指導員のみなさん

〈交通安全指導員名簿〉

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

宮内千恵子さん、柏木 幸さん、阿部 省三さん、
左野 寛之さん、辻 清一さん、宮崎美津江さん、
長野ちる子さん、北川 清二さん

任期：平成26年9月1日～平成28年3月31日

中村ひろ子さん、大平 初音さん、中川 文敏さん、
吉留 一富さん、笹原 博美さん、高山 重美さん、
松本 孝一さん

問い合わせ 総務課 行政係（内線333）